

品質マネジメントシステム要領

制定 令和7年4月1日 7都環公技環第17号

(趣旨)

第1 この要領は、品質マネジメントシステム要綱（以下「要綱」という。）で規定する品質マネジメントシステム（以下「システム」という。）の運用及び管理に関する手続きを定めるものとする。

(品質方針の設定)

第2 品質方針は、サービスの実現・提供を通じて「顧客満足」「継続的改善」を常に追求する信念のもと総括品質管理責任者が定める。

2 総括品質管理責任者は、品質方針の達成状況等に応じて、品質方針の見直しを行う。

3 品質方針を周知するため、環境計測センター事務室及び計器保全室に掲示する。

(年度品質活動方針の設定)

第3 総括品質管理責任者は、第2で定めた品質方針を達成するための具体的な年度品質活動方針を定める。

2 品質方針の見直しを行った場合、年度品質活動方針も合わせて見直しを行う。

3 年度品質活動方針を周知するため、環境計測センター事務室及び計器保全室に掲示する。

(重点目標及び品質目標の設定)

第4 総括品質管理責任者は、品質管理責任者に品質方針と整合性のとれた重点目標の設定を指示する。

2 前1項を受けて、品質管理責任者は計器保全係の担当者に重点目標及び品質目標（管理項目・目標値）の設定を指示することができる。

3 重点目標及び品質目標は年度ごとに、年度末までの到達点を示すのものとする。

4 品質方針の見直しを行った場合、重点目標及び品質目標も合わせて見直しを行う。

5 重点目標を周知するため、環境計測センター事務室及び計器保全室に掲示する。

(年度品質方針活動実施計画書の作成)

- 第5 第4で設定した重点目標及び品質目標の確実な達成に向けて、計器保全係の担当者は年度品質活動方針実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、品質管理責任者の承認を受ける。
- 2 重点目標及び品質目標の達成度の進捗管理は実施計画書を用いて行う。

(品質保証会議)

- 第6 品質保証会議の第1回目の開催は4月とする。
- 2 第1回目の品質保証会議において、その年度の品質方針、年度品質活動方針、重点目標を確認する。
- 3 第2回目以降の品質保証会議では実施計画書を用いて目標の進捗状況の確認を行い、その他の事項については総括品質管理責任者、品質管理責任者、事務局で協議のうえ決定する。

(品質目標達成度確認会議の開催)

- 第7 品質目標達成度の確認に関しては、事務局（事業開発係）が行う。
- 2 確認は第5で定めた実施計画書及び計画通り進行したことを示すエビデンス及び品質マネジメントシステム要綱第12条第4項で定めた用紙をもって行う。
- 3 確認者は、確認結果を総括品質管理責任者及び品質管理責任者へ報告し承認を得る。
- 4 計画通りに実施されず、品質目標の未達成が明らかな場合は、総括品質管理責任者または品質管理責任者は担当者に改善書の提出を命ずることができる。
- 5 その他の事項については、総括品質管理責任者、品質管理責任者、事務局で協議のうえ決定する。

(規定及び標準の設定)

- 第8 システムの取組みを実施するため、規定及び標準を別途定める。
- 2 文書の見直し、品質保証に関するJIS規格の変更、業務内容が変更された場合、規定及び標準を見直しする。改訂の手続きとして、品質管理責任者の承認を要すること。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。